

過重労働について

本年4月1日より大阪労働局内に「過重労働撲滅特別対策班」が設置されました。このように過重労働が社会問題化されている現在ですが、企業として注意しないといけない点について簡単に整理します。

① 時間外および休日労働時間は「1ヶ月で80時間以内」が限界です

脳・心臓疾患による労災認定の基準において、時間外および休日労働の時間が月45時間を超えて長くなるほど、それに比例して業務との関連性が強まるとされています（要は労災認定されやすくなるということです）。そして、どれだけ長くても月80時間が限界とされています。ただし、あくまでも**大原則は45時間以内**ですので、この点はお忘れないよう願います。

② 労災認定されると民事賠償のリスクが同時に発生します

労基署で労災認定がおりると、国から労働者に保険金が支払われます。企業には保険料の支払以外の負担は発生しません。しかしケースによってはこれだけで終わらず、労働者本人または遺族から別途、民事で損害賠償を求められることがあります。過去の判例では億を超える支払いを命じたものもあります。企業防衛の観点からも労働時間削減の事前予防や、万が一の時のために民間の賠償保険に加入するなど対策が必要です。

③ 80時間を超える「36協定」は要注意です

現在の「時間外・休日労働協定（いわゆる「36協定」）は、使い方によっては青天井で時間外や休日労働時間を設定することができます。しかし、80時間を超える時間外労働を設定した場合には上記「①」との関連で労基署の調査が入りやすくなります。ご注意ください。

☆ 編集後記 ☆

スーパーに買い物に行ったら「燻製の素」なる新商品を発見。早速購入してみました。なんとこの商品、専用の液につけるだけで燻さなくても家庭で手軽に燻製ができてしまうんです！試しにゆで卵とチーズを燻製してみました。食べた瞬間「おおっ！燻製やん！！」と思わず言っていました。自分で作った燻製でワインを一杯♪こりゃたまりません(^)



飲兵衛にはたまりません

みらい労働法務事務所

〒530-0053
大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F
TEL：06-6809-5092
FAX：06-6809-5093
e-mail info@mirai-sr.com
URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃